

収入印紙の欄

## 工事請負仮契約書

1. 工事名 クリーンヒル宝満熱回収施設基幹的設備改良工事
2. 工事場所 福岡県筑紫野市大字原田1389番地
3. 工期 議決通知の翌日から  
令和 8年 2月28日まで
4. 請負代金額 \_\_\_\_\_  
(うち引取に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ )
5. 契約保証金 \_\_\_\_\_
6. 解体工事に要する費用等 \_\_\_\_\_

[注] この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、委託者と受託者は、工事請負仮契約を締結する。

なお、この仮契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和56年筑紫野・小郡・基山清掃施設組合条例第2号）第2条の規定による筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会の議決があったことを文書で通知したとき、これを本契約とみなし、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 福岡県筑紫野市大字原田1389番地  
名称 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合  
氏名 管理者 藤 田 陽 三 印

受託者 住所  
名称  
氏名 印

## (総 則)

**第1条** 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、第3項各号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約（約款及び添付の特記規定を含む。）及び第3項に定める書類及び図面を内容とする設計施工一括型の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この契約における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。なお、本条及び本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は、要求水準書の例による。

- (1) 「本事業」とは、クリーンヒル宝満熱回収施設基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業をいう。
- (2) 「提案書」とは、本事業の公募型プロポーザルにおいて優先交渉権者として選定された[●]グループが提出した提案書一式及び当該提案に関し委託者の質問に応じ又は任意に提出した回答書、補足説明書等の全てをいう。
- (3) 「要求水準書」とは、本事業の公募型プロポーザルにおいて委託者が公表した要求水準書及びこれに係る質問回答をいう。
- (4) 「基本設計図書」とは、要求水準書及び提案書をいう。ただし、契約設計図書が基幹的設備改良工事見積設計図書とは別途委託者に提出されているときは、提案書のうち基幹的設備改良工事見積設計図書は契約設計図書に置き換えるものとする。
- (5) 「実施設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定めるところに従い受託者が作成し委託者が承諾した実施設計成果物（特記規定に規定する承諾を受けた書類及び図面等並びにその後にこの契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を含む。）をいう。
- (6) 「設計図書等」とは、基本設計図書及び実施設計図書をいう。
- (7) 「本件設計」とは、要求水準書に定める設計に関する業務（特記規定に規定する承諾を受けた後にこの契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。）をいう。
- (8) 「本件工事」とは、要求水準書に定める施工に関する業務（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。）をいう。
- (9) 「本件工事等」とは、本件設計若しくは本件工事又はその双方をいう。
- (10) 「成果物」とは、この契約、要求水準書又は業務計画書に基づき、又はその他この契約に定める業務に関連して受託者が委託者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (11) 「提案要領書」とは、本事業の公募型プロポーザルにあたり委託者が公表した提案要領書及びこれに関する質問回答をいう。
- (12) 「年度」とは、4月1日開始より翌年の3月31日に終了する一年をいう。

3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。なお、基本設計図

書に含まれる書類において、提案書及び契約設計図書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書に優先するものとする。

- (1) この約款
  - (2) 要求水準書
  - (3) 要求水準書「第2編第2章第12節. その他」の1. 関係法令の遵守に定める基準、仕様書等
  - (4) 実施設計図書
  - (5) 提案要領書
  - (6) 提案書
- 4 受託者は、契約書記載の本件工事等を契約書記載の設計施工期間内に完成し、工事目的物を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 5 委託者は、要求水準書に従い、その意図する実施設計図書を完成させるため、本件設計に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い本件設計を行わなければならない。
  - 6 受託者は、この約款若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者の協議が成立した場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段(以下「設計施行方法」という。)をその責任において定めるものとする。また、仮設、設計施行方法、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書等に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
  - 7 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 8 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 9 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 10 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 11 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
  - 12 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
  - 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 14 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 15 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみ

なし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- 16 受託者は、この契約に定められた委託者と受託者の協議が調わないことのみをもって本件工事等の遂行を拒んではならない。

#### (関連工事の調整)

**第2条** 委託者は、受託者の施工する本件工事及び委託者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (工程表)

**第3条** 受託者は、この契約締結後14日以内に基本設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

**第4条** 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 第1項第3号から第5号までの保証に付した場合において、あらかじめ保証期間の設定がされているものにつき、設計施工期間の変更が行われたときは、受託者は、保証期間の変更を行うとともにその保証証書又はこれに代わるものを委託者に提示しなければならない。ただし、委託者と保証事業会社との間で保証期限変更に関する覚書その他書類を交わした場合は、この限りでない。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第5条** 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物、最後の成果の表現に至らない図面、仕様書等及び本件設計を行ううえで得られた記録等、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 3 受託者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを証明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
  - 4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条** 受託者は、本件設計を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の承諾がある場合又は受託者が基本設計図書に従い本件設計を第三者に委任し若しくは請け負わせる場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (下請負人の通知)

- 第7条** 委託者は、受託者に対して、下請負人（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人を含む。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

**第7条の2** 受託者は、委託者を構成する市町において指名停止の措置を受けている者及び第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

2 受託者が第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、委託者は受託者に対して、当該下請契約の解除（受託者が当該下請契約の当事者でない場合は、受託者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

3 下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前項の規定により委託者が受託者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。

**第7条の3** 受託者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受託者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると委託者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受託者は、委託者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を委託者に提出しなければならない。

#### (特許権等の使用)

**第8条** 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、設計施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその工事材料、設計施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (監督職員)

**第9条** 委託者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 委託者の意図する実施設計図書を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する本件設計に関する指示
  - (2) この約款及び要求水準書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - (3) 本件設計に関し、この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議
  - (4) 本件設計に関し、その進捗の確認、基本設計図書の記載内容と履行内容との照合その他の履行状況の監督
  - (5) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (6) 受託者が作成した詳細図等の承諾
  - (7) 基本設計図書に基づく工程の管理、立会い、本件工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 委託者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 委託者が監督職員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、基本設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。
- 6 委託者が監督職員を置かないときは、この契約に定める監督職員の権限は、委託者に帰属する。

**(現場代理人、主任技術者等及び管理技術者)**

**第10条** 受託者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) (A) [ ] 主任技術者
- (B) [ ] 監理技術者

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

〔注〕（B）は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、（A）は、それ以外の場合に使用する。

〔 〕の部分には、同法第26条第3項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 委託者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、委託者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受託者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 受託者は、本件設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 7 管理技術者は、この契約の履行に関し、本件設計の管理及び統括を行う。

#### （履行報告）

**第11条** 受託者は、基本設計図書に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

#### （工事関係者等に関する措置請求）

**第12条** 委託者は、管理技術者又は現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 委託者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受託者が本件工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等で本件工事等の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受託者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

- 4 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

#### (工事材料の品質及び検査等)

**第13条** 工事材料の品質については、設計図書等に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、工事目的物が設計図書等に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

- 2 受託者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 監督職員は、受託者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受託者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受託者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### (監督職員の立会い及び本件工事等の記録の整備等)

**第14条** 受託者は、設計図書等において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受託者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受託者は、前2項に規定するほか、委託者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受託者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由がなく受託者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受託者は、監督職員に通知した上、当該立

会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受託者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受託者の負担とする。

### (支給材料及び貸与品)

**第15条** 委託者が受託者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、次に定めるところとする。

貸与品 : 適用なし

支給材料 : 適用なし

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受託者の立会いの上、委託者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受託者は、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。
- 5 委託者は、受託者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受託者に請求しなければならない。
- 6 委託者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 9 受託者は、設計図書等に定めるところにより、本件工事等の完成、設計図書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を委託者に返還しなければならない。
- 10 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

#### (工事用地の確保等)

**第16条** 委託者は、要求水準書において定められた本件工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受託者が工事の施工上必要とする日（基本設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受託者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 本件工事等の完成、設計図書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受託者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定める。

#### (基本設計図書と実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

**第16条の2** 受託者は、実施設計図書の内容が、基本設計図書又は本件設計に関する委託者の指示若しくは委託者と受託者の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補（受託者がすでに本件工事に着手している場合には本件工事に関する必要な修補を含む。）を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責に帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、設計・施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

**(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)**

- 第17条** 受託者は、本件工事の施工部分が設計図書等に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受託者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、本件工事の施工部分が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受託者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受託者の負担とする。

**(条件変更等)**

- 第18条** 受託者は、本件工事等の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 要求水準書、基本設計図書(要求水準書を除く。)及び実施設計図書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書等に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書等の表示が明確でないこと。
- (4) 本件設計の施行上の制約等、基本設計図書に示された自然的若しくは人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等基本設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 基本設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行なわなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正又は変更する必要があるものについて、要求水準書の訂正又は変更は委託者が行い、その他の書類及び図書については受託者が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更又は変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、要求水準書の訂正又は変更は委託者が行い、その他の書類及び図書については受託者が委託者の指示により行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、委託者と受託者とが協議の上、要求水準書の訂正又は変更は委託者が行い、その他の書類及び図書については受託者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書等の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計図書の変更)

**第19条** 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書等の変更内容を受託者に通知して、要求水準書を変更し又は設計図書等（要求水準書を除く。）の変更を受託者に指示することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (本件工事等の中止)

**第20条** 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより成果物又は工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受託者が本件工事等を実施できないと認められるときは、委託者は、本件工事等の中止内容を直ちに受託者に通知して、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事等の中止内容を受託者に通知して、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により本件工事等の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受託者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託

者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (著しく短い設計施工期間の禁止)

**第21条** 委託者は、設計施工期間の延長又は短縮を行うときは、本件工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本件工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### (受託者の請求による設計施工期間の延長)

**第22条** 受託者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受託者の責めに帰することができない事由により設計施工期間内に本件工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に設計施工期間の延長変更を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、設計施工期間を延長しなければならない。この場合において、委託者は、その設計施工期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (委託者の請求による設計施工期間の短縮等)

**第23条** 委託者は、特別の理由により設計施工期間を短縮する必要があるときは、設計施工期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計施工期間の変更方法)

**第24条** 設計施工期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が設計施工期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては委託者が設計施工期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が設計施工期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

#### (請負代金額の変更方法等)

**第25条** 請負代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

#### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

**第26条** 委託者又は受託者は、設計施工期間内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額のうち本件工事に相応する部分が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により設計施工期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、設計施工期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額のうち本件工事に相応する部分が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開

始の日を定め、委託者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

**第27条** 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他本件工事の施工上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、委託者が負担する。

#### (一般的損害)

**第28条** 工事目的物の引渡し前に、成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事等の実施に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

**第29条** 本件工事等の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件工事の施工につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

3 前2項の場合その他本件工事等の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

**第30条** 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該

基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受託者の本件工事等に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - (1) 工事目的物に関する損害  
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 工事材料に関する損害  
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本件工事等で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

#### (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

**第31条** 委託者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書を変更し又は設計図書等(要求水準書を除く。)を変更することができる。この場合において、設計図書等の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

**第32条** 受託者は、本件工事等を完成したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、本件工事等の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 4 委託者は、第2項の検査によって本件工事等の完成を確認した後、受託者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受託者は、本件工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本件工事等の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払)

**第33条** 受託者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負

代金を支払わなければならない。

- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### （部分使用）

**第34条** 委託者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、成果物及び工事目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによつて受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### （前金払）

**第35条** 受託者は、委託者が提案要領書で前金払を行うと明示したときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の本件工事等の完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受託者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受託者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるとときは、受託者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 6 委託者は、受託者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、

契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

#### （保証契約の変更）

**第36条** 受託者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 2 受託者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。
- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない設計施工期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### （前払金の使用等）

**第37条** 受託者は、前払金を本件工事等の設計外注費、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本件工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

#### （部分払）

**第38条** 受託者は、委託者が提案要領書で部分払を行うと明示したときは、本件工事等の完了前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、設計施工期間中の各年度につき1回（設計施工期間の最終年度は0回）を超えることができない。

- 2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を委託者に請求しなければならない。
- 3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受託者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。  
この場合においては、委託者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。  

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \left( \frac{\quad}{10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額}} \right)$$
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 部分払いの請求を行う場合は、各年度2月末日までに請求しなければならない。

#### (部分引渡し)

**第39条** 工事目的物について、委託者が設計図書等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の本件工事等が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

#### (債務負担行為に係る契約の特則)

**第40条** 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和4年度	円
令和5年度	円
令和6年度	円
令和7年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和4年度	円
令和5年度	円
令和6年度	円
令和7年度	円

- 3 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

#### (債務負担行為に係る契約の前払金の特則)

**第41条** 債務負担行為に係る契約の前払金については、第35条中「契約書記載の本件工事等の完了の時期」とあるのは「契約書記載の本件工事等の完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が提案要領書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が提案要領書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（  
円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受託者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

#### (債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

**第42条** 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。た

だし、契約会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times ( \quad ) / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和4年度	回
令和5年度	回
令和6年度	回
令和7年度	回

#### (第三者による代理受領)

**第43条** 受託者は、委託者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

#### (前払金等の不払に対する本件工事等の中止)

**第44条** 受託者は、委託者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が本件工事等の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受託者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

**第45条** 委託者は、引き渡された成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、成果

物又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 成果物又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 契約不適合の判断基準及び補修方法、その他この約款に規定のない事項は、要求水準書に定めるところによる。

#### (委託者の任意解除権)

**第46条** 委託者は、本件工事等が完了するまでの間は、次条から第48条の3までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (委託者の催告による解除権)

**第47条** 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、この契約の締結後速やかに本件設計に着手しないとき又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても本件工事に着手しないとき。
- (3) 設計施工期間内に本件工事等を完了しないとき又は設計施工期間経過後相当の期間内に本件工事等を完了する見込みがないと認められるとき。

- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

**(委託者の催告によらない解除権)**

**第48条** 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を本件工事等の実施以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された成果物又は工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を破棄して再び作成するか又は工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受託者がこの契約の成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

**第48条の2** 委託者は、この契約に関して受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為（受託者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 受託者又は受託者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条の規定による刑が確定したとき。

**第48条の3** 委託者は、関係行政機関からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 委託者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受託者が正当な理由がなく委託者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

**(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

**第49条** 前4条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。

**(公共工事履行保証証券による保証の請求)**

**第50条** 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受託者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、委託者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、本件工事等を完成させるよう請求することができる。

2 受託者は、前項の規定により保証人が選定し委託者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行业者」という。）から委託者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受託者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行业者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受託者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 本件工事等を完了させる債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受託者が実施した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受託者が実施した本件工事等に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 委託者は、前項の通知を代替履行业者から受けた場合には、代替履行业者が同項各号に規定する受託者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による委託者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて委託者に対して受託者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

**(受託者の催告による解除権)**

**第51条** 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

**(受託者の催告によらない解除権)**

**第52条** 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による本件工事等の実施の中止期間が設計施工期間の10分の5（設計施工期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本件工事等の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事等が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

**(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

**第53条** 第51条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**(解除に伴う措置)**

**第54条** 委託者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、第54条の2第1項の規定により受託者が賠償金を支払わなければならないときにあっては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受託者は、解除が第47条から第48条の3まで又は第55条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

4 受託者は、この契約が本件工事等の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその

損害を賠償しなければならない。

- 5 受託者は、この契約が本件工事等の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受託者は、この契約が本件工事等の完了前に解除された場合において、工事用地等に受託者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条から第48条の3まで又は第55条第3項の規定によるときは委託者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本件工事等の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

#### (賠償の予定)

- 第54条の2** 受託者は、第48条の2の規定により委託者が契約を解除することができる場合においては、この契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。本件工事等が完了した後も同様とする。ただし、委託者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、委託者がその超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
  - 3 第1項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散されているときは、委託者は、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

**第55条** 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 設計施工期間内に本件工事等を完了することができないとき。
  - (2) 成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第47条から第48条の3までの規定により、本件工事等の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第47条から第48条の3までの規定により本件工事等の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 本件工事等の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定利率の割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

**第56条** 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

#### （契約不適合責任期間等）

**第57条** 契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることが出来る期間（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）は、要求水準書に定めるとおりとする。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 4 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 5 引き渡された成果物又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### （火災保険等）

**第58条** 受託者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。
- 3 受託者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

#### （あっせん又は調停）

**第59条** この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受託者が本件工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等の本件工事等の実施又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により委託者が決定を行った後、又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### （仲 裁）

**第60条** 委託者及び受託者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### （情報通信の技術を利用する方法）

**第61条** この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### （補 則）

**第62条** この契約に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

## 特記規定

(実施設計図書の提出)

- 第1条 受託者は、本件設計に関し、基本設計図書及び工程表に従い、実施設計図書を作成のうえ委託者に提出しなければならない。
- 2 受託者は、前項に従い委託者が実施設計図書を提出したことをもって、約款第45条の責任を免れることはできない。

(特許権等の実施権及び使用権等)

- 第2条 受託者は、委託者が工事目的物を所有及び運営(委託者がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。)するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用権その他の権限(以下「実施権等」という。)があるときは、かかる実施権等を自らの責任で委託者に付与するものとする。
- 2 前項に規定する受託者が付与する特許権等についての実施権等は、この契約の終了後も工事目的物の存続中は有効に存続するものとする。また、受託者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が受託者及び第三者の共有にかかる場合若しくは第三者の所有にかかる場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員若しくは当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより委託者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、この契約の請負代金は第1項の特許権等に係る実施権等の付与又は委託者による取得の対価及び第5項に規定する成果物の使用に対する対価を含むものであることを、確認する。
- 4 委託者がこの契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類及び図面等(委託者が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、委託者に帰属する。
- 5 委託者は、成果物及び工事目的物について、成果物及び工事目的物が著作物に該当するか否かに関わらず、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

- 第3条 成果物又は工事目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、著作権法の規定に従い受託者又は委託者及び受託者の共有に属する。ただし、委託者に提出された成果物及び成果物を利用して完成した工事目的物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権者の権利のうち受託者に帰属するもの(著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。)を当該著作物の引渡し時に委託者に譲渡する。

2 受託者は、委託者が成果物及び工事目的物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。

- (1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は工事目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は委託者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
- (2) 成果物及び工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (3) 工事目的物の完成、増築、改築、繕等のために必要な範囲で委託者又は委託者が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- (4) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
- (5) 工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

3 受託者は、自ら又は著作者(委託者を除く。)をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果物及び工事目的物の内容を公表すること。
- (2) 著作権法第19条第1項又は第29条第1項に定める権利を行使すること。
- (3) 成果物及び工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第4条 受託者は、この約款に規定のある場合を除き、自ら又は著作者(委託者を除く。)をして、成果物及び工事目的物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第5条 受託者は、成果物及び工事目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを委託者に対して保証する。

2 受託者は、成果物又は工事目的物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(設計図書等の変更に係る受託者の提案)

第6条 受託者は、この契約締結後、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書等の変更について、委託者に提案することができる。

2 委託者は、前項の規定に基づく受託者の提案を受けた場合において、提案の全部又

は一部が適正であると認めるときは、要求水準書を変更し、又は設計図書等(要求水準書を除く。次項で同じ。)の変更を受託者に指示することができる。

- 3 委託者は、前項の規定により要求水準書を変更し又は設計図書等の変更を指示した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(本件工事の開始)

第7条 受託者は、要求水準書に規定する施工承諾申請図書を委託者に提出し、委託者の承諾を受けた後でなければ、着工してはならない。

(電力及び工事用水)

第8条 工事用電力は委託者が無償で提供する。

- 2 受託者は、工事用地内の井戸水を工事用水として無償で 사용할ことができる。

(工事で発生する有価物)

第9条 本件工事で発生する有価物については、事業者で売却等の処分を行うものとする。

- 2 前項の売却等の処分で得られた収入は委託者に属するものとし、請負代金の支払時に精算する。

(資料、報告等)

第10条 委託者は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受託者に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。

- 2 委託者は、受託者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(試運転)

第11条 受託者は、要求水準書、工程表及び試運転要領書に従い工事目的物の試運転(単体機器調整、空運転、乾燥焚、負荷運転、予備性能試験、部分引渡性能試験及び部分引渡性能試験結果確認、引渡性能試験を含む。)を実施する。

- 2 前項の試運転要領書は、委託者、受託者及び運営事業者があらかじめ協議のうえ作成するものとする。

(試運転の費用)

第12条 試運転に必要な負荷運転のための処理対象物の提供に要する費用、試運転中の工事目的物に配置される委託者の職員の人件費(第三者機関の費用を含む。)、メタル、飛灰、及び処理困難物の搬出及び処分費用、試運転調整中のごみ処理に必要な各用役の費用は、委託者が負担するものとする。

2 試運転に要したガス料金、補助燃料費、薬品費、人件費等、その他前項及びこの特記規定の第8条各項に規定する以外の試運転に関連する費用は、全て受託者が負担するものとする。

#### (試運転の実施)

第13条 試運転は、試運転要領書に従い、委託者、受託者及び運営事業者で実施する。

2 部分引渡性能試験における工事目的物であるクリーンヒル宝満熱回収施設(以下「本施設」という。)の運転は運営事業者が実施するが、本件工事等の工事範囲にかかる機器の調整その他の事項は受託者が実施する。

3 引渡性能試験における本施設の運転は運営事業者が実施するが、本件工事等の工事範囲にかかる機器の調整等その他の事項は受託者が実施する。

4 受託者は、試運転期間中に、引渡性能試験結果を委託者に報告し、委託者の承諾を得なければならない。

#### (運転指導)

第14条 受託者は、設計施工期間内において、運営事業者が配置する運転職員に対し、運転指導計画書に基づき教育指導を行うものとする。

2 前項の運転指導計画書は、あらかじめ受託者が作成して委託者の承諾を受けるものとする。

#### (運営事業者との協力等)

第15条 受託者は、設計施工期間において運営事業者が工事目的物である本施設の運営を委託者の委託に基づき実施していることを十分に認識し、運営事業者の業務実施に配慮し、本施設の運営並びに本件工事等の実施の双方が円滑に行われるよう、運営事業者と相互に協力し合わなければならない。

2 受託者は、運営事業者の故意又は過失その他本施設の運営管理にかかる要求水準の未達により損害が生じたときは、委託者にその状況を報告のうえ、受託者に対して損害賠償を請求するものとし、委託者は当該損害が自ら又は監督員の指示が不適當であることに起因する場合を除き、かかる損害については責任を負わない。

3 受託者は、故意又は過失その他設計図書等が定める本件工事等の要求水準又は仕様に反したことにより運営事業者に損害を生じさせたときは、運営事業者に対して当該損害を賠償するものとし、委託者は当該損害が自ら又は監督員の指示が不適當である

ことに起因する場合を除き、かかる損害については責任を負わない。